

※各種予防接種請求事務ご担当者様へもお渡しください。

広島市医第235号
平成25年10月28日

会員各位

広島市医師会
会長 松村 誠

日本脳炎予防接種制度 及び 子宮頸がん予防ワクチン接種後の 痛みの診療について（お知らせ）

1. 日本脳炎予防接種制度について

標記について、被接種者の生年月日により、接種対象年齢や接種方法が異なり、複雑であることから、広島市よりお知らせがありました。

つきましては、別記をご一読のうえ、実施していただきますようお願いいたします。

2. 子宮頸がん予防ワクチン接種後の痛みの診療について

子宮頸がん予防ワクチン接種後に副反応が生じた場合の対応については、平成25年8月27日付け（広島市医第188号）でお知らせしております。

この度、厚生労働省の2つの研究班から、子宮頸がん予防ワクチン接種後に痛みやしびれ等の症状が持続している方の受診先（全国）についての情報提供がありました。

つきましては、広島市医師会のホームページに掲載しておりますので、参考にしてください。

《ホームページへのアクセス方法》

広島市医師会トップページ＞医師会員向け情報＞予防接種・インフルエンザ関連情報
＞各種予防接種

裏面に続く→

【日本脳炎接種スケジュールフロー図】

生年月日

接種方法

① 平成 21 年 10 月 2 日以降に生まれた人

A

② 平成 19 年 4 月 2 日～
平成 21 年 10 月 1 日※ 1
に生まれた人

平成 22 年 3 月 31 日まで
に接種を全く受けていない人

A

平成 22 年 3 月 31 日まで
に接種を 1 回以上受けている人

B

※ 1 平成 22 年 3 月 31 日まで
に生後 6 か月以上の方

③ 平成 7 年 4 月 2 日～
平成 19 年 4 月 1 日に
生まれた人
(特例対象者) ※ 2

平成 25 年 3 月 31 日まで
に接種を全く受けていない人

C

平成 25 年 3 月 31 日まで
に接種を 1 回以上受けている人

D

※ 2 接種年齢により委託料が異なるため、「生後 90 か月に至るまで」の人は、
通常 1 期として請求し、接種券に【特例】の記載はしないでください。

A	区分	対象年齢	前回接種との 接種間隔
	1 期初回 1 回目	生後 6 か月 から 90 か月 に至るまで	—
	1 期初回 2 回目		6～28 日
	1 期追加		11～14 か月未満
	2 期	9 歳以上 13 歳未満	—

B	区分	対象年齢	前回接種との 接種間隔
	1 期初回 1 回目	生後 6 か月 から 90 か月 に至るまで	—
	1 期初回 2 回目		6 日以上
	1 期追加		6 日以上
	2 期	9 歳以上 13 歳未満	—

C	区分	対象年齢	前回接種との 接種間隔
	1 期初回 1 回目	20 歳未満	—
	1 期初回 2 回目		6～28 日
	1 期追加		11～14 か月未満
	2 期	9 歳以上 13 歳未満	6 日以上
	特例 2 期	13 歳以上 20 歳未満	

D	区分	対象年齢	前回接種との 接種間隔
	1 期初回 1 回目	20 歳未満	—
	1 期初回 2 回目		6 日以上
	1 期追加		6 日以上
	2 期	9 歳以上 13 歳未満	6 日以上
	特例 2 期	13 歳以上 20 歳未満	

●注意事項

1 対象年齢について

- ・ 特例対象者であっても、2 期の接種は 9 歳未満では接種できません。
- ・ 「生後 90 か月に至るまで」とは、7 歳 6 か月になる日の前日まで
「13 歳未満」とは、13 歳の誕生日の前々日までとなります。

2 接種券について

<1 期>

- ・ 母子健康手帳別冊に添付しています。
- ・ 接種年齢により委託料が異なるため、上記③の特例対象者であっても、「生後 90 か月に至るまで」の人は、接種券に【特例】の記載はせず、通常 1 期としてご請求ください。

<2 期・特例 2 期>

- ・ 母子健康手帳で 1 期の接種歴を確認できない人は、保健センターで接種券を交付します。2 期を 13 歳～20 歳未満で受ける場合には、接種券の上部に赤字で【特例】の記載が必要です。
 - ・ 母子健康手帳で 1 期の接種歴が確認できる人は、医療機関設置の接種券を使用できます。接種券の「1 期の接種歴確認済」と「2 期」又は「特例 2 期」に✓してください。(赤字で【特例】の記載は不要)
- 2 期・特例 2 期の接種券は、レタープレス (株) へ FAX でご注文ください。(注文番号: 210)

【定められた接種間隔について】

- ・ AとCの対象者の1期接種において、明らかな発熱を呈していること又は急性の疾患にかかっていること等やむを得ない事情以外で遅れたもの（接種忘れ等）は、定期接種になりません。
- ・ 1期の接種では、接種の一部をとばして、定期接種としてその後の接種を行うことはできません。
- ・ ただし、任意（自費）での接種後、定められた間隔で接種したものについては、定期接種とすることができます。

A

〈対象者〉

- ・ ①平成21年10月2日以降に生まれた人
- ・ ②平成19年4月2日～平成21年10月1日に生まれた人のうち、平成22年3月31日（※3）までに接種を全く受けていない人

接種方法（1期） （生後6か月から90か月に至るまで）	接種方法（2期） （9歳以上13歳未満）
6日～28日 おおむね1年（11～14か月未満） 1期初回 1回目 1期初回 2回目 1期追加	1期接種

B

〈対象者〉

- ②平成19年4月2日～平成21年10月1日に生まれた人のうち、平成22年3月31日（※3）までに接種を1回以上受けている人

平成22年3月31日 までの接種回数	残りの 接種回数	接種方法（1期） （生後6か月から90か月に至るまで）	接種方法（2期） （9歳以上13歳未満）
1回	3回	6日以上 2回接種 1回接種	1期接種
2回	2回	1回接種	
3回	1回	—	

※3 平成22年4月1日から積極的接種勧奨が再開されたため、平成22年3月31日までの接種勧奨を差し控えている期間に接種を1回以上受けたかどうかで接種方法が異なります。

《参考》予防接種実施規則 附則（日本脳炎の予防接種に係る特例）

第四条 当分の間、平成二十二年三月三十一日までに日本脳炎の第一期の予防接種のうち三回の接種を受けていない者（接種を全く受けていない者を除く。）であって令第一条の二の表日本脳炎の項の予防接種の対象者の欄第一号又は第二号に規定するものが、六日以上の間隔をおいて残りの接種を受けたときは、第十四条の規定にかかわらず、同条に規定する日本脳炎の第一期の予防接種を受けたものとみなす。

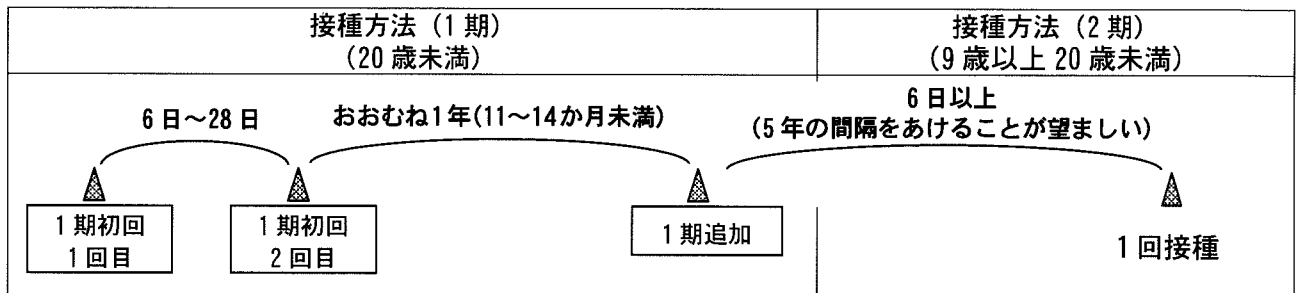
2 当分の間、平成二十二年三月三十一日までに日本脳炎の第一期の予防接種を全く受けていない者であって予防接種法施行令第一条の二の表日本脳炎の項の定期の予防接種の対象者の欄第二号に規定するものが、第十五条の例により接種を受けたときは、同条の規定にかかわらず、同条に規定する日本脳炎の第一期の予防接種を受けたものとみなす。

裏面に続く→

C

〈特例対象者〉

③平成7年4月2日～平成19年4月1日に生まれた人のうち、平成25年3月31日までに接種を全く受けていない人



D

〈特例対象者〉

③平成7年4月2日～平成19年4月1日に生まれた人のうち、平成25年3月31日までに接種を1回以上受けている人

平成25年3月31日 までの接種回数	残りの 接種回数	接種方法（1期） （20歳未満）	接種方法（2期） （9歳以上20歳未満）
1回	3回	6日以上 2回接種	3回目の接種から6日以上 (5年の間隔をあけることが望ましい*) 1回接種
2回	2回		3回目の接種から6日以上 (5年の間隔をあけることが望ましい*) 1回接種
3回	1回	—	3回目の接種から6日以上 (5年の間隔をあけることが望ましい*) 1回接種

※ 接種勧奨差し控えの影響で、1期接種の1回目と2回目の間隔が5年以上空いている場合は、2期の接種は1期分の接種からおおむね1年の間隔をおいて接種することが望ましいとされています。

＜お問い合わせ先＞ 広島市保健部保健医療課
電話：504-2622